

○沖繩及び北方問題に関する特別委員会
 ・内閣提出法律案（一件）

22※	番号	件名		衆議院	提出日	参議院			衆議院			備考	
		沖繩振興開発特別措置法及び沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案			四、二、一四	四、二、一四 (予)	四、三、二六	四、三、二七	四、三、三	四、三、二二	四、三、二二	四、三、三	衆本会議題旨説明
		衆					可決	可決		可決	可決		

(注) ※は予算関係法律案

沖縄振興開発特別措置法及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二二二号）

要旨

本案は、最近の沖縄の社会経済情勢にかんがみ、引き続き沖縄の振興開発を図るため、沖縄振興開発特別措置法の有効期限を十年延長するとともに、現行の施策の充実を図り、新たに沖縄振興開発計画を策定し、これに基づく事業を推進することとするほか、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特例措置のうち内国消費税及び関税に関する特例措置をそれぞれ五年延長する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は、以下のとおりである。

一、沖縄振興開発特別措置法の一部改正

- (一) 沖縄振興開発特別措置法の有効期限を平成十四年三月三十一日までとし、沖縄振興開発計画の期間を平成四年度を初年度として十箇年とする。
- (二) 現行の規定による国の負担又は補助の割合の特例の対象となる事業に公立養護学校の高等部の建物の整備を加えるほか、国営土地改良事業の直轄災害復旧事業に係る沖縄県の負担金の額の特例を設ける。
- (三) 工業開発地区及び自由貿易地域について、次の施策を講ず

る。

- 1 沖縄開発庁長官は、工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業の開発を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を工業等開発地区として指定することができるものとする。
 - 2 工業等開発地区及び自由貿易地域における国税及び地方税に係る特別措置の対象事業に道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業を加える。
 - 3 国及び地方公共団体が工業等開発地区において整備の促進に努める施設に共同流通業務施設を加える。
 - 4 税関長は、一定の要件に該当する場合には、自由貿易地域における施設の設置又は運営の事業に係る沖縄開発庁長官の認定を受けた者に対し、当該認定に係る施設等のうち必要と認められる部分につき、総合保税地域の許可を行うものとする。
- (四) 沖縄の離島の地域について、次の施策を講ずるものとする。
- 1 国は、地方公共団体その他の者が離島の地域における高齢者の福祉の増進を図るための施設の整備をしようとするときは、適切な配慮をするものとする。
 - 2 地方公共団体が、離島の地域内において旅館業の用に供

する設備を新増設した者について、その事業に係る事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合においては、それらの措置による減収額について地方交付税により補てんするものとする。

(五) 国の負担又は補助の割合の特例に係る暫定措置を平成五年度までの措置とする。

二、沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正

(一) 内国消費税の特例

県産酒類に係る酒税の軽減、揮発油税及び地方道路税の軽減、指定施設において消費する輸入ウィスキー類に係る酒税の軽減に関する特例措置の適用期限を五年延長する。

(二) 関税等の特例

特定の製造用原料品に係る関税の軽減、発電用の特定の石油に係る関税の免除、特定の消費生活物資に係る関税の軽減、旅客携帯品に係る関税及び内国消費税の払戻しに関する特例措置の適用期限を五年延長する。

三、その他

本案の施行期日を定めるとともに、所要の経過措置等の規定を設ける。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

今年、沖繩が本土に復帰して二十周年に当たりますが、本法律案は、沖繩県の経済社会が依然として厳しい状況にあることにかんがみ、沖繩振興開発特別措置法の有効期限を十年延長するとともに、工業等開発地区及び総合保税地域の活用等により現行の施策の充実を図り、新たに平成四年度から十箇年にわたる沖繩振興開発計画を策定し、これに基づく事業を推進するほか、沖繩の復帰に伴う特例措置のうち、内国消費税及び関税に関する特別措置をそれぞれ五年延長しようとするものであります。

委員会におきましては、沖繩振興開発の現状と今後の方針、沖繩の厚生年金の格差、八重山のマラリア問題など戦後処理・復帰処理の問題、高率補助の継続の問題、米軍基地をめぐる問題、総理の沖繩訪問等について宮沢内閣総理大臣、伊江沖繩開発庁長官及び関係当局に対し、質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し各派共同提案による附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

した。
以上、御報告申し上げます。